

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中 「出納局長」を「出納局長」に、

「技監」を「リニア推進監」に、「次長」を「次長」に、「参加」に、「参加」を「参加」に、「政策主幹」を「政策主幹」に、「政策主幹」に

、「首都圏広報推進監」を「首都圏広報推進監」に改め、同部中北地域県民センター保存整備監

の項中 所長 四種（人事委員会が認める者にあつては三種）

を 所長

四種（人事委員会が認める者にあつては二種又は三種）に改め、同部富士・東部

地域県民センターの項の次に次のように加える。

県民生活センター		所長	四種（人事委員会が認める者にあつては三種）
		次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
富士山世界遺産センター		副所長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）

別表第十二知事の事務部局の部県民生活センターの項を削る。

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中 「理事」を「理事」に、「次長」を「次長」に、「企画調整主幹」を「企画調整主幹」に、「文化振興監」を「文化振興監」に、「高校教育指導監」を「高校教育指導監」に改め、同部総合教育センターの項中「教育指導部長」を「研修指導部長」に改める。

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号

の次に次の一号を加える。

三 降号 職員を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。

第七条の見出しを「（級別職務の分類）」に改め、同条第一項を次のように改める。 条例第五条の第二項に規定する級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、給料表の別に応じ、かつ、職務の級の別に応じて別表第一に掲げる職務とする。

第十三条第一項第一号口中、「第二十四条第一項」を「第二十四条の二第一項」に改める。

第二十号の五第一項中、「第三号又は第四号」を「第三号イ又はロ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる職員以外の職員及び昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日まで）の期間。次項において「基準期間」という。）において懲戒処分を受けた職員次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 D  
ロ 勤務成績が良好でない職員 E

第二十号の五第一項第四号を削り、同条第二項第一号中、「昇給日前一年間当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日まで」の期間。次号において「基準期間」という。）を「基準期間」に、「第四号」を「第三号ロ」に改め、同条第四項中「割合は」の下に、「これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き」を加える。

第二十四条を次のように改める。

（降格）  
第二十四条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（降格の場合の号給）

第二十四条の二 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第

二

四の三に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の職務の級三級から特二級に在職させることなく二級に職員を降格させた場合には、当該二級を三級の一級下位の職務とみなして前項の規定を適用する。

3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。(降号)

**第二十四条の三** 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第七号)第四条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表 (第七条関係)

教育職給料表 (一) 級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
2 級	実習教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務

別表第四の二の次に次の一表を加える。

別表第四の三 降格時号給対応表（第二十四条の二関係）

イ 教育職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格 の場合	3級からの降格の 場合		
1	21	25	53	29	41
2	22	26	54	30	42
3	23	27	55	30	43
4	24	28	56	31	44
5	25	29	57	32	45
6	26	30	58	33	46
7	27	31	59	34	47
8	28	32	60	35	48
9	29	33	61	36	49
10	30	34	62	37	50
11	31	35	63	38	51
12	32	36	64	39	52
13	33	37	65	40	53
14	34	38	66	41	54
15	35	39	67	42	55
16	36	40	68	43	56
17	37	41	69	44	57
18	38	42	70	45	58
19	39	43	71	46	59
20	40	44	72	47	60
21	41	45	73	48	61
22	42	46	74	49	62
23	43	47	75	50	63
24	44	48	76	51	64
25	45	49	77	52	66
26	46	50	78	53	68
27	47	51	79	54	70
28	48	52	80	55	72
29	50	53	81	56	74
30	52	54	82	57	76
31	54	55	83	58	77
32	56	56	84	59	77
33	58	57	85	61	77
34	60	58	86	62	77

35	62	59	87	63	77
36	64	60	88	64	77
37	66	61	89	65	77
38	68	62	90	66	
39	70	63	91	67	
40	72	64	92	68	
41	73	65	93	69	
42	74	66	94	70	
43	75	67	95	71	
44	76	68	96	72	
45	78	69	97	73	
46	80	70	98	74	
47	82	71	99	75	
48	84	72	100	76	
49	86	73	102	78	
50	88	74	104	80	
51	90	75	106	81	
52	92	76	108	82	
53	94	77	110	83	
54	96	78	112	84	
55	98	79	114	85	
56	100	80	116	89	
57	103	81	123	90	
58	106	82	130	92	
59	109	83	142	94	
60	112	84	145	95	
61	117	85	145	95	
62	122	86	145	95	
63	127	87	145	95	
64	132	88	145	95	
65	138	89	145	95	
66	144	90	145	95	
67	150	91	145	95	
68	153	92	145	95	
69	153	93	145	95	
70	153	94	145	95	
71	153	95	145	95	
72	153	96	145	95	

73	153	97	145	95	
74	153	98	145	95	
75	153	99	145	95	
76	153	100	145	95	
77	153	101	145	95	
78	153	102			
79	153	103			
80	153	104			
81	153	106			
82	153	108			
83	153	110			
84	153	112			
85	153	114			
86	153	116			
87	153	118			
88	153	120			
89	153	125			
90	153	130			
91	153	135			
92	153	140			
93	153	142			
94	153	144			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153	145			
107	153	145			
108	153	145			
109	153	145			
110	153				

111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

ロ 教育職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格 の場合	3級からの降格の 場合		
1	9	37	49	13	57
2	10	38	50	13	58
3	10	39	51	13	59
4	11	40	52	14	60
5	12	41	53	16	61
6	13	42	54	17	62
7	14	43	55	18	63
8	15	44	56	19	64
9	16	45	57	20	65
10	17	46	58	20	66
11	18	47	59	21	67
12	19	48	60	23	68
13	20	49	61	24	69
14	21	50	62	25	70
15	23	51	63	26	71
16	24	52	64	27	72
17	25	53	65	28	73
18	26	54	66	29	74
19	27	55	67	30	75
20	28	56	68	31	80
21	29	57	69	32	85
22	30	58	70	33	90
23	31	59	71	34	93
24	32	60	72	35	93
25	33	61	73	36	93
26	34	62	74	37	93
27	35	63	75	38	93
28	36	64	76	39	93
29	37	65	77	40	93
30	38	66	78	41	93
31	39	67	79	42	93
32	40	68	80	43	93
33	41	69	81	44	93
34	42	70	82	45	93
35	43	71	83	46	93
36	44	72	84	48	93
37	45	73	85	49	93

38	46	74	86	50	
39	47	75	87	51	
40	48	76	88	52	
41	50	77	89	53	
42	52	78	90	54	
43	54	79	91	55	
44	56	80	92	56	
45	58	81	93	57	
46	60	82	94	58	
47	62	83	95	59	
48	64	84	96	60	
49	66	85	97	61	
50	68	86	98	62	
51	70	87	99	63	
52	72	88	100	64	
53	73	89	101	65	
54	74	90	102	66	
55	75	91	103	67	
56	76	92	104	68	
57	78	93	105	69	
58	80	94	106	70	
59	82	95	107	71	
60	84	96	108	72	
61	87	97	110	74	
62	90	98	112	76	
63	93	99	114	77	
64	96	100	116	78	
65	101	101	117	79	
66	106	102	118	79	
67	111	103	119	80	
68	116	104	120	80	
69	119	105	122	82	
70	122	106	124	84	
71	125	107	126	86	
72	125	108	128	88	
73	125	109	130	89	
74	125	110	150	94	
75	125	111	155	96	
76	125	112	157	97	
77	125	114	157	97	

78	125	116	157	97	
79	125	118	157	97	
80	125	120	157	97	
81	125	121	157	97	
82	125	122	157	97	
83	125	123	157	97	
84	125	124	157	97	
85	125	125	157	97	
86	125	126	157	97	
87	125	127	157	97	
88	125	128	157	97	
89	125	130	157	97	
90	125	134	157	97	
91	125	138	157	97	
92	125	142	157	97	
93	125	146	157	97	
94	125	150			
95	125	153			
96	125	156			
97	125	157			
98	125	157			
99	125	157			
100	125	157			
101	125	157			
102	125	157			
103	125	157			
104	125	157			
105	125	157			
106	125	157			
107	125	157			
108	125	157			
109	125	157			
110	125				
111	125				
112	125				
113	125				
114	125				
115	125				
116	125				
117	125				

118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				

ハ 教育職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	13	21	21	53
2	13	22	22	54
3	13	23	23	55
4	14	24	24	56
5	16	25	25	57
6	17	26	26	58
7	18	27	27	59
8	19	28	28	60
9	20	29	29	61
10	21	30	30	62
11	23	31	31	63
12	24	32	32	64
13	25	33	33	65
14	26	34	34	66
15	27	35	35	67
16	28	36	36	68
17	29	37	37	70
18	30	38	38	72
19	31	39	39	74
20	32	40	40	76
21	33	41	41	78
22	34	42	42	82
23	35	43	43	85
24	36	44	44	88
25	37	45	45	91
26	38	46	46	94
27	39	47	47	97
28	40	48	48	97
29	43	49	49	97
30	46	50	50	97
31	49	51	51	97
32	52	52	52	97
33	54	53	54	97
34	56	54	56	97
35	58	55	58	97
36	60	56	60	97
37	62	57	61	97
38	64	58	62	97
39	66	59	63	97

40	68	60	64	97
41	70	61	66	97
42	72	62	68	97
43	74	63	70	97
44	76	64	72	97
45	78	65	75	97
46	80	66	78	97
47	82	67	81	97
48	84	68	84	97
49	87	70	88	97
50	90	72	92	
51	93	74	97	
52	96	76	102	
53	101	77	107	
54	106	78	110	
55	111	79	113	
56	116	80	113	
57	122	81	113	
58	128	82	113	
59	134	83	113	
60	140	84	113	
61	141	85	113	
62	141	86	113	
63	141	87	113	
64	141	88	113	
65	141	89	113	
66	141	90	113	
67	141	91	113	
68	141	92	113	
69	141	94	113	
70	141	96	113	
71	141	98	113	
72	141	100	113	
73	141	101	113	
74	141	102	113	
75	141	103	113	
76	141	104	113	
77	141	105	113	
78	141	106	113	
79	141	107	113	
80	141	125	113	
81	141	125	113	
82	141	125	113	

83	141	125	113	
84	141	125	113	
85	141	125	113	
86	141	125	113	
87	141	125	113	
88	141	125	113	
89	141	125	113	
90	141	125	113	
91	141	125	113	
92	141	125	113	
93	141	125	113	
94	141	125	113	
95	141	125	113	
96	141	125	113	
97	141	125	113	
98	141	125		
99	141	125		
100	141	125		
101	141	125		
102	141	125		
103	141	125		
104	141	125		
105	141	125		
106	141	125		
107	141	125		
108	141	125		
109	141	125		
110	141	125		
111	141	125		
112	141	125		
113	141	125		
114	141			
115	141			
116	141			
117	141			
118	141			
119	141			
120	141			
121	141			
122	141			
123	141			
124	141			
125	141			

別表第八の二級の項中 「早川北小学校 南巨摩郡早川町大原野」を「西原小学校  
早川中学校 南巨摩郡早川町保」を「早川北小学校 早川中学校  
道志小学校

上野原市西原  
南巨摩郡早川町大原野  
南巨摩郡早川町保  
南都留郡道志村

に改め、同表一級の項中 「芦川小学校 笛吹市芦川町中芦  
西原小学校 上野原市西原

川を「芦川小学校一笛吹市芦川町中芦川」に、「早川南小学校 南巨摩郡早川町高  
道志小学校 南都留郡道志村

住を「早川南小学校一南巨摩郡早川町高住」に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)  
**第三条** 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 降号 職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。  
 第七条の見出しを「(級別職務の分類)」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第七条第一項に規定する級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、職務の級の別に応じて別表第一に掲げる職務とする。

第十四条第一項第二号中「第二十二條第一項」を「第二十二條の二第一項」に改める。

第十九条を次のように改める。  
 (昇給日及び評価終了日)

**第十九条** 条例第八条の四第一項の規定により昇給を行う同項の人事委員会規則で定める日は、第十九条の六又は第十九条の七に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とし、昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、昇給日前一年間における九月三十日(以下「評価終了日」という。)とする。

第十九条の二の次に次の一条を加える。  
 (評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)  
**第十九条の二の二** 条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。

第十九条の四第一項中「第三号又は第四号」を「第三号イ又はロ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる職員以外の職員、評価終了日以前一年間において懲戒処分を受けた職員及び第十九条の二の二に規定する事由に該当した職員並びに条例第八条の四第一項後段の適用を受けることとなつた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 D  
 ロ 勤務成績が良好でない職員 E

第十九条の四第一項第四号を削り、同条第二項第一号中「昇給日前」を「評価終了日以前」に、「昇給日の前日」を「評価終了日」に、「第四号」を「第三号ロ」に改め、同条第四項中「割合は」の下に「これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き」を加え、同条第六項中「相当する数」の下に「(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数)」を加える。

第二十二條を次のように改める。  
 (降格)  
**第二十二條** 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足りる認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

第二十二條の次に次の二条を加える。  
 (降格の場合の号給)

**第二十二條の二** 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第六の三に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱つものとする。

3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が

降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならぬ。  
(降号)

**第二十二條の三** 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十七年山梨県条例第七号)第四條の規定により職員を降号させる場合に於けるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(前條に於けては、当該職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合に於ては、当該最低の号給)とする。

第二十三條第一項中「及び復職等」を「復職等」に「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表 (第七條関係)

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
2級	分隊長の職務
3級	1 小隊長、交番所長又は駐在所長の職務
	2 相当困難な業務を行う分隊長の職務
4級	1 警察本部(以下「本部」という。)の隊長補佐、室長補佐、所長補佐、場長補佐又は通信司令官の職務
	2 警察学校の校長補佐の職務
	3 本部の困難な業務を行う分隊長の職務
	4 相当困難な業務を行う小隊長、交番所長又は駐在所長の職務
5級	1 本部の副隊長又は附置機関の次長及び副隊長又は管理官の職務
	2 本部の相当困難な業務を行う隊長補佐、室長補佐、所長補佐、場長補佐又は通信司令官の職務
	3 警察学校の相当困難な業務を行う校長補佐の職務
	4 困難な業務を行う小隊長、交番所長又は駐在所長の職務
6級	1 本部の困難な業務を行う副隊長又は附置機関の次長及び副隊長、管理官、隊長補佐、室長補佐、所長補佐、場長補佐又は通信司令官の職務
	2 警察学校の困難な業務を行う校長補佐の職務
	3 特に困難な業務を行う交番所長の職務
7級	1 本部の隊長又は附置機関の長、調査官、広報官、監察官、広域捜査官又は交通捜査指導官の職務
	2 警察学校の副校長の職務
	3 警察署の刑事官又は地域交通管理官の職務
8級	本部の困難な業務を行う隊長の職務

別表第六の二の次に次の一表を加える。

別表第六の三 降格時号給対応表（第二十二條の二関係）

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61

36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		

74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		
81	90	93	101	125	91	93		
82	92	94	102	125	92	93		
83	94	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	129	141					
106	125	129	141					
107	125	129	141					
108	125	129	141					
109	125	129	141					
110	125	129	141					
111	125	129	141					

112	125	129	141					
113	125	129	141					
114	125	129	141					
115	125	129	141					
116	125	129	141					
117	125	129	141					
118	125	129	141					
119	125	129	141					
120	125	129	141					
121	125	129	141					
122	125	129	141					
123	125	129	141					
124	125	129	141					
125	125	129	141					
126	125	129						
127	125	129						
128	125	129						
129	125	129						
130		129						
131		129						
132		129						
133		129						
134		129						
135		129						
136		129						
137		129						
138		129						
139		129						
140		129						
141		129						

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

**第四条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十六年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「職員」の下に、「(条例第七條第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第三條とし、第五條を第四條とし、第六條から第九條までを一條ずつ繰り上げる。

(平成二十六年改正職員給与条例附則第五條等の規定による給料に関する規則の一部改正)

**第五條** 平成二十六年改正職員給与条例附則第五條等の規定による給料に関する規則(平成二十七年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二條中第六號を第七號とし、第三號から第五號までを一號ずつ繰り下げ、第二號の次に次の一號を加える。

三 切替日以降に降号(職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更すること)をいう。次條第一項第二号において同じ。)をした職員

第三條第一項第二号中「除く。」の下に、「又は降号をした場合」を、「当該降格」及び「降格」の下に、「又は降号」を加える。

(人事記録に関する規則の一部改正)

**第六條** 人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一13の項を次のように改める。

13 降格 職員の職務の級を同一の給料表の低位の職務の級に変更する場合をいう。

別表第一中61の項を62の項とし、14の項から60の項までを一項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14 降号 職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更する場合をいう。  
別表第二8の1の項中「第十九條第四項」を「第十八條第四項」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(平成二十九年一月一日に行われる昇給に関する経過措置)

2 平成二十九年一月一日に行われる山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第八條の四第一項の規定による昇給については、第三條の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則第十九條中「日は、昇給日前一年間にお

ける九月三十日(以下「評価終了日」という。))とあるのは、「期間は、平成二十八年一月一日から同年九月三十日までの期間」とする。

3 前項に規定する昇給に関する昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。この場合において、改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則第十九條の四第二項第一号中「昇給日前一年間」とあるのは、「平成二十八年一月一日から同年九月三十日までの期間」と、「昇給日の前日」とあるのは、「平成二十八年九月三十日」とする。

**山梨県人事委員会規則第十七号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則別表のとおり」を「次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じて、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六
- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の十二
- 五 五級地 百分の十
- 六 六級地 百分の六
- 七 七級地 百分の三

附則第三項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。  
附則別表を削る。

**附則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十八号**

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県人事委員会規則第二十号

（単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則）  
第一条 単身赴任手当に関する規則（平成二年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千元」に改め、同項第五号中「三万三千元」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千元」を「五万二千元」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千元」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

（単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）  
第二条 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十九号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

「山梨市三富下釜口一六五の一 三富小学校

別表第二中 山梨市牧丘町牧平一六 牧丘第三小学校 を「南アルプス市芦安

南アルプス市芦安安通三三五 芦安小学校

安通三三五 芦安小学校 「に、「北杜市高根町清里三五四五の一」を「北杜市高根

町清里三五四五の三六〇〇」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）を加える。

第十三条第一項中「当該職員が次の各号のいずれに該当するか」を「次の各号に掲げる職員の区分」に改め、同項第一号中「百分の百三以上百分の百六十以下」を「百分の九十九以上百分の百六十以下」に、「百分の百二十九以上百分の二百以下」を「百分の百二十五以上百分の二百以下」に改め、同項第二号中「百分の九十二・五以上百分の百三未満」を「百分の八十八以上百分の九十九未満」に、「百分の百十五・五以上百分の百二十九未満」を「百分の百一以上百分の百二十五未満」に改め、同項第三号中「職員」を「職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の人事委員会）の定める職員を除く。」に、「百分の八十二」を「百分の七十七」に、「百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十三条の二第一項中「当該職員が次の各号のいずれに該当するか」を「次の各号に掲げる職員の区分」に改め、同項第一号中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改め、同項第二号中「職員」を「職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の人事委員会）の定める職員を除く。」に、「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改め、同項第三号中「職員」を「職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事委員会の定める職員」に、「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十一号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 社団法人地方税電子化協議会（平成十八年四月一日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に、「第二十七条 第三十一条」を「第二十六条 第三十二条」に改め、「第五節 行政文書の保存等（第三十二条 第三十五条）」を削り、「第六節 行政文書の移管及び廃棄（第三十六条 第三十八条）」を「第五節 書類等の様式（第三十九条）」に改め、「第六節 書類等の様式（第三十九条）」を「第六節 行政文書の移管及び廃棄（第三十三条・第三十四条）」に、「第四十条 第五十九節 書類等の様式（第三十五条）」を「第六十条 第六十三条」を「第五十六条」を「第三十六条 第五十五条」に、「第六十条 第六十三条」を「第五十六条」を「第五十九条」に改める。

第十二条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十二条第七項第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第五十三条の見出しを「(営利企業への従事等許可)」に改め、同条中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に、「営利企業の従事」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

第五十五条第十三号中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号の二号中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同項第三十七号二中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等許可」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

監 査 委 員

山梨県監査委員訓令第二号

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県監査委員

小 野 浩





発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番